

平成 31 年度 熊本博物館 博物館実習受入要項

当要項は博物館法施行規則第 1 条の規定に基づく博物館実習生の受入について、一定の基準を示し、当館の業務に支障のない範囲で円滑に受入を行うことを目的とする。

1. 受入条件

次の(1)～(5)の条件を満たす者

- (1) 実習以外の学芸員資格取得に必要な全ての単位を取得、または取得見込の者。
- (2) 将来、学芸員の職を希望している者。
- (3) 応募者多数の場合には 市外の者も受入れるが市内居住者・本市出身者を優先とする。また、大学院生・学部 4 年生がいれば優先措置を取ることもある。
- (4) 熊本博物館には地質、生物(動物・植物)、理工、天文、考古、歴史、美術工芸、民俗、保存科学の学芸員及び研究員が所属しており、その分野を専攻する者を優先して受け入れる。
- (5) 熊本博物館が行う書類審査に合格した者。

2. 受入人数

(1) 熊本博物館本館

自然分野 10 名程度
人文分野 8 名程度

(2) 塚原歴史民俗資料館

人文分野 3 名程度

3. 受付期間

平成 31 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで。

4. 実習期間

8 月～9 月 (詳細は年度毎に決定する)

5. 実習日数

6 日間

6. 申込方法 次の(1)～(5)を提出する。

- (1) 依頼文書 (熊本博物館 館長宛)

※博物館実習担当部署・担当者・連絡先を明記。

- (2) 学芸員資格取得に必要な単位の取得状況を確認できる文書。
- (3) 個人調書（履歴書）（写真貼付）
- (4) 返信用封筒（切手貼付）

※受入通知書返送用

- (5) 審査用作文（1000 字程度。テーマは「熊本博物館学芸員実習で学びたいこと」）

7. 申込締切

平成 31 年 3 月 31 日消印有効。

8. 受入通知

結果は平成 31 年 5 月末までに通知する。

9. 受入手続

受入通知により受入が確定した場合は次の(1)～(3)を提出する。

- (1) 実習終了に際し、当館が提出を要するものを明示した所属校の責任による文書。
- (2) 返信用封筒（切手貼付）。※提出物返送用
- (3) 当館所定の「博物館実習生の取扱いに関する協定書」及び「契約書」に大学学長並びに本人の印を押したもの（別紙参照）。

10. その他

博物館実習受入は、毎年度、当要項の内容に従って実施するが、やむを得ず内容を変更する場合がある。

※当要項は平成 30 年 11 月 20 日に変更したものである。